北大の怠慢が招いた離職票交付遅延による損害賠償請求裁判を起こして

私は、２０１０年９月３０日、北大を相手取り札幌地裁に損害賠償を請求し、２０１２年２月１７日に実質勝訴の内容で和解が成立いたしました。この件に関し、少しでも皆様のお役に立てればと思い、ここに全大教の he-forum をお借りする次第です。以下に経緯をご報告させていただきます。長くなりますが、お付き合いくださいますと幸いです。

私は２０１０年３月末日までの６年間、北海道大学（北大）の研究機関に技術補佐員（フルタイム勤務の非正規雇用職員）として勤務しておりました。実際の勤務内容は研究職でした。北大の非正規雇用職員は基本的に３年期限ですが、私はいわゆる外部資金で雇用されていたので、３年を越えて雇用されました。しかし、それでも北大は雇用期限にこだわり、６年が過ぎるとき、正当な理由もなく一方的に雇い止めを通告してきました。

もちろん私は北大に在職中から北大での更なる継続勤務を希望しておりましたが、以上のような経過で２０１０年４月１日から失業しました。そこで、やむなく次の就職先を探すために北大からの離職票を待ちましたが、早々に届くはずの離職票が、北大からは一向に届きませんでした。私は失業生活に不安を感じ、失業給付の手続きも行えないまま求職活動を行った結果、離職票が届くよりも先に現在の会社に就職が決まり、同年５月１１日より就業しました。

結局、北大から離職票が届いたのは、私が現職に勤務を開始した翌日の２０１０年５月１２日でした。退職日から何と４０日以上も経ってから離職票を受け取ることになり、そのため私はこの間の失業保険を北大によって全額、不当に奪われました。

このような北大の詐欺同然の行為を到底許すことができず、北大在職時の所属部局の担当係長に、なぜこのような事態が起きたのか説明を求めたところ、係長はメールでの経過報告に終始するのみで、私に対する謝罪はおろか、「ハローワークの責任にできないのか」などとハローワークに責任転嫁する言葉を並べ、あろうことか「（君は）若いから給付金の額も少ないだろう（従って、給付金を得てもそれほどの金額にはならないだろうから、まあ我慢したまえ、という意味合い）」などと言い放つ無責任さでした。私は係長のこれらの言葉に憤慨し、北大教職員組合（北大職組）に相談しました。

北大職組の尽力により、北大事務局人事課の課長補佐と示談交渉する機会ができたのですが、しかし北大から提示された額は、私に本来給付される額のおよそ半額に過ぎず、さらに、「提示額に納得がいかなければボランティアの調整員など第３者を交えて、我々（北大人事課のこと）の主張も取り入れた交渉をしたい」などと、北大側のミスであることを棚にあげ、極めて傲慢な態度で私に“宣戦布告”するありさまでした。

私は、この一件に関わる北大のすべての担当者が示した無自覚さと、無責任かつ無定見な態度に憤慨し、佐藤博文弁護士・中島哲弁護士をはじめとする北海道合同法律事務所の弁護士の先生たちに相談しました。そして、北大の脅迫めいた宣戦布告に応じる為に、２０１０年９月３０日に札幌地裁へ提訴しました。

地裁での裁判を通じて知ることのできた北大の主張は、実に驚くべきものでした。離職票の交付が遅れた理由は、３月末は退職者が非常に多く、しかも北大の担当事務員も異動して事務作業が遅滞した、不可抗力であるという趣旨の主張を平然と述べて、自らの責任を頑なに否認するのです。こうした愚かさに、これが日本の最高学府なのかと愕然としました。自らの怠慢について何らの羞恥心を持たず、しかし非正規職員を１５００人以上も抱える事業所と知り、もはや北大自身による自戒は全く期待できません。そこで私は、裁判の進行過程で司法による北大への厳罰を訴え続けました。

双方の主張は並行したまま、翌年の２０１１年６月３０日に札幌地裁の田辺麻里子裁判官によって判決が出されました。しかし、予想に反して私の主張は完全棄却され、敗訴しました。まさに青天の霹靂で、あまりに信じ難く、北大の怠慢さに勝るとも劣らない拙悪な判決でした。

棄却理由は、やむを得ない理由により事業所（北大のこと）から離職票の交付がなされない場合、失業者はハローワークに離職票を請求し、入手することができると、雇用保険法の失業者への救済措置を、あろうことか裁判官が北大に全面的に肩入れする解釈にすり替えたのです。まさしく不当と呼ぶに相応しい判決内容でした。

この判決を失業者の側から見ると、悪質な事業所が失業者に対するハラスメントとして離職票の交付を意図的に遅らせ、失業者が離職票を入手することができなくても、それはすべてハローワークに離職票を請求しない失業者の自己責任である、ということになります。これは、失業者にとって最悪の判決です。私の裁判の結果、多くの失業者に不利益を与えることになるので、判決に対する怒りと同時に危機感を覚え、即刻、札幌高裁へ控訴しました。

２０１１年１２月７日の控訴審第１回期日では、その冒頭に札幌高裁の小林裁判長から和解勧告が出されました。高裁の裁判は裁判官が３人ですが、そのうち和解交渉を担当した片岡裁判官に、北大に対する私のすべての怒りを述べました。たとえ和解が不調に終わって高裁の判決を求める事態に至っても、地裁と同じ判決を高裁が出すことのないようにと、私の気持ちを片岡裁判官に率直にぶつけたのです。

その後、２０１２年２月１７日の第３回期日で北大が全面的に非を認め、かつ再発防止に努めると約束した和解案を提案したので、私は佐藤博文弁護士・中島哲弁護士らと相談して和解に応じることにして、裁判は終結しました、

和解という終結に賛否両論の意見を頂戴していますが、私自身は納得しています。この一件が発生した２０１０年春から裁判の一審終結まで、北大は自らの責任を認めることを頑なに拒み、責任転嫁を繰り返していましたが、二審になって初めて自らの責任を認めたのです。これは、今後、北大が自らを変革していく第一歩だと思います。

また、判決を求めると、たとえ勝訴しても、北大が私に対して再発防止を約束する結論を得ることはできないようですが、和解であるために、北大が今後、退職者に対して適正に対処すると私に約束することになりました。そのため、今後の退職者の負担をわずかな

がら軽減できたのではないかと思っています。

更にこの和解によって、事業所の怠慢が地裁判決の主張するやむを得ない事情には該当しないことも証明できたと感じています。このような事から、勝訴ではありませんが、内容的には完全に勝利できたと受け止めております。

しかし、これで北大における非正規雇用問題のすべてが解決したわけではなく、むしろ裁判を通じて北大のずさんな実態を改めて痛感し、今後も継続的な是正活動が必要だと再認識しております。また、北大の例は氷山の一角でしかなく、北大のように怠慢な機関は無数にあるのかもしれません。しかし、個人や弱者の権利を軽んじ、侵害するような組織に対して、その権力の大きさに関わらず、労働者は権利を強く主張していくべきだと、裁判を終えて改めて実感しています。

私は、幸運にもこれ以上ないほど強力な弁護団の先生がたと、北大職組を始めとする支援者から、解決に向けた尽力をいただいた結果、比較的早期の終結となりましたが、私個人では決して戦いきれるものではなかったと自認しています。多くの方々に支えられたからこその結果であり、共有できる勝利に本当に心から感謝しております。

今後、北大が健全な事業所へと変革される為に、裁判の結果が皆様に活かされ続けていく事を心から願っています。また、同じ組織や異なる組織で同様の被害を受けている方または受けた方に、この裁判が少しでも手助けになれば幸いです。

２０１２年3月１２日